

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る6月2日の本会議において、付託されました案件について、6月9日、委員8名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定2件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・採決を行いました。

「議案第58号 行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について」は、国が進める行政のデジタル化における、規制・制度見直しの一環として、地方公共団体における押印見直しマニュアルが示されたことに伴い、市も見直しを行うものです。

本人確認の必要性が低い手続きについては、押印を廃止することとし、個々の手続きについては、押印の見直し基準に沿って判断し、押印継続の検討基準に該当しない手続きについては廃止するとのことです。

今後も引き続き、地方公共団体における押印見直しマニュアルに沿った対応を行っていき、申請手続きの簡素化や内部手続きの効率化によって、市民の利便性を高めていくとのことです。

委員からの、押印存続の検討を継続する手続きが1千88件とあるが、いつまでに検討の結果を出すのか、という質問については、今後早急に各課への調査を行う中で精査をしていき、要綱や規則の改正についても、条例と同じ10月1日から施行出来るよう、準備を進めている、との説明がありました。

「議案第59号 上野原市国民健康保険税条例及び上野原市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少した被保険者等に関わる、国民健康保険税と介護保険料の減免を、令和4年度も引き続き実施するもので、要件は令和2年度と3年度と同様とのことです。

以上、当局提出の2案件について、採決した結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

委員からは、土地利用について、調査すべきとの意見があり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。